

第206回長野県私立学校審議会議事録

- 【日 時】 平成30年12月19日（水）13時30分から16時07分
【場 所】 長野県庁 特別会議室
【出席者】 児島則夫会長、小林浩職務代理人、内川小百合委員、金山美和子委員、
窪田英一委員、小林勝彦委員、戸枝智子委員、平田睦美委員、平林倫子委員、
百瀬真希委員

事務局（熊井補佐）

委員の皆様方、本日は、大変お忙しいところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから、第206回長野県私立学校審議会を開催させていただきます。私は、進行を務めさせていただきます、私学振興課課長補佐の熊井昭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議に先立ちまして、県民文化部こども・若者担当部長の佐藤尚子からご挨拶を申し上げます。

佐藤部長

長野県県民文化部こども・若者担当部長の佐藤尚子でございます。本日は大変忙しい年末という時期に第206回長野県私立学校審議会ということで日程調整いただき、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。また、日頃からそれぞれのお立場で様々にご尽力いただいておりますことに心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また、県行政の推進につきましても様々にご支援、ご協力いただいておりますこと、重ねて感謝申し上げます。長野県では、学びの県づくりを重要政策として推進しております。そういったことから、長野県において、私立学校の役割は非常に重要だと思っております。また、この長野県私立学校審議会は、昭和24年の私立学校法の制定により設置されたものですが、本県の私立学校の発展のため、或いは、私学の自主性と公共性を踏まえ、私立学校の設置、廃止など極めて重要な事項について、ご審議いただいていたところでございます。現在、県におきましては、来年度予算の調整ということで、検討しているところでございますけれども、なかなか厳しい経済状況というようなことでございますが、関係する皆様のご協力をいただきながら、私立学校の振興、発展のために引き続き県といたしましても努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。前回10月22日に開催いたしました205回の審議会では、12件の答申をいただいたところでございます。それに基づき、認可等を行わせていただきました。本日は、私立小学校の設置の2次審査など4件を諮問させていただいております。よろしくご審議をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（熊井補佐）

佐藤部長には所用により、ここで退席させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。議事に入ります前に一点、お願いいたします。お手元に、認可申請書等の写しを配付してございますが、これにつきましては、審議会終了後に回収させていただきます。メモ等の書きこみをしていただくことは全く差し支えございません。よろしく御協力をお願いいたします。また、お席の前に卓上マイクが設置してございます。ご発言をされる場合は、マイクを手前に向けてお話しください。本日は、浅輪委員さん、西片委員さんから所用のため欠席する旨の連絡がありましたので、御報告申し上げます。それでは続いて会議事項に入りたいと思っております。本日の会議は、委員定数12名のところ10名が出席されており、本審議会運営規則第4条の規定による過半数の要件を満たし、成立しておりますことを御報告いたします。議長は、審議会運営規則第2条により会長があたることになっておりますので、児島会長、議事の進行をお願いいたします。

議長（児島会長）

それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。委員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。本日の会議事項につきましては、お手元に配付されております会議次第のとおりでございます。なお、本日の議事録署名人は、窪田委員と戸枝委員をお願いいたします。

思います。よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入らせていただきます。お手元に諮問事項という資料が配付されているかと思いますが、今回、長野県知事から、学校法人の設立など4件が諮問されておりますので、この諮問事項の順に従いまして、審議をお願ひいたしたいと思っております。最初に、諮問事項のア、私立小学校の設立を議題とさせていただきます。学校法人茂来学園についてでございますが、これにつきましては、次の審査事項でもございます、イの私立小学校の設置についても該当しておりますので、併せて議題とさせていただきます。資料1の大日向小学校につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

大日向小学校

事務局（布山課長）

私学振興課長の布山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。恐縮ですが座って説明させていただきます。お手元にお配りしております諮問事項関係資料と認可申請書抜粋と書いてございます資料、この2つに基づきましてご説明をさせていただきます。初めに諮問事項関係資料の1ページ目をめくっていただきまして、左側に今回の諮問事項の一覧、右側には目次ということで書いてございます。もう一枚めくっていただきまして、大日向小学校についてということで、今回ご審議いただきますのは、学校法人の設立と私立小学校の設置に係る2次審査の認可の関係でございます。学校法人の認可の関係でございますけれども、申請書の内容と基準といたしましては、前回は説明申し上げました学校の方の認可とほぼ同様でございます。学校法人の名称ですけれども、学校法人茂来学園でございます。位置、目的につきましては記載のとおりでございます。申請者につきましては、設立代表者ということで、中正雄一さんです。次に役員等でございますが、理事長1名、理事が5名、合計6名、それから監事が2名ということで法定の要件を満たしている状況です。次に資産の関係ですが、こちらは別冊の認可申請書の8ページをご覧くださいと思います。財産目録ということで、基本財産としまして、南佐久郡佐久穂町大日向の校地、校舎、体育館等、それから運用財産としましては預金など、それぞれ記載のとおりでございます。次のページに寄附の申込書ということで添付しておりますので、ご確認をお願ひいたします。学校法人の関係は以上です。次に諮問事項関係資料の2ページへお進みいただきたいと思ひます。前回、小学校の設置の1次審査をお願ひしました。今回2次審査ということでよろしくお願ひいたします。申請内容につきましては、大きな変更はございませんので、前回委員各位からいただきましたご意見、ご質問に対する回答を中心に、ご説明申し上げたいと思ひます。名称につきましては、大日向小学校、位置、開設時期、設置者、校長につきましては、前回と同様でございます。学校概要の収容定員の部分でございますが、修業年限は小学校ということで6年、学級数は1学年1学級ということで6学級、収容定員は1学年30人で合計180人でございます。この点に関連した前回のご質問につきまして、お手元に報告事項ということで資料を用意させていただきましたので、こちらも併せてご覧いただきたいと思ひます。新しい私立の小学校の設立によりまして、地域の小学校の学級編成に影響が出てくるのではないかと、その点について、地域の小学校の意見はどうなっているのかということでご質問いただいたところでございます。この点について、学級編成に関わります佐久穂町の教育委員会に確認いたしましたところ、学費の面などから、入学者については、地元よりも佐久穂町以外からが中心になるのではないかと教育委員会として見ていること、また、町全体としますと、前回、意見書をご確認いただきましたけれども、経過といたしまして、旧佐久穂東小学校跡地利用検討委員会での検討を経て、私立小学校の受入れによって、子育て世代の移住が増えてくる、或いは、地域産業や地域コミュニティとの連携により、地域の活性化が期待できるといったお考えもあり、結論といたしますと、町としては学級編成に関して特段問題視はしていないということでご返答がございました。また、前回、180人の定員の計画についてご説明した中で、佐久穂町への移住の実現可能性につきまして、ご質問がございました。申請者に確認いたしましたところ、佐久地域以外からの移住を多く見込んでいる中で、町内へ家族が移住するパターンのほか、佐久市に移住して親が県外に通勤するパターンを想定しているということで、こうした児童に対応するために、スクールバスを準備して、そのルートや時刻についても工夫をしていきたいというご返答がございました。また、学校としての移住促進の取組として、説明会を積極的に実施するとともに、インターネット等を活用して、きめ細かい個別相談などの機会を増やす、また、サマースクールなど実際に体験していただく機会を設ける、さらに、佐久穂町の方で個別の移住相談に積極的に取り組んでおられるということ

で、町の協力等も得ながら、移住による生徒確保に努めたいとの回答でございました。それでは、諮問事項関係資料の方に戻っていただき、教職員の組織をご覧いただきたいと思います。配置の基準、計画につきましては、前回ご確認いただいたとおりで、今回変更はございません。別冊の申請書 24 ページをご覧いただきたいと思います。こちらに開校時の教員の一覧ということで添付させていただいております。また、今回 25 ページ以下に各先生の予定者の方の履歴書を添付させていただいておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。教職員の組織の関係で前回、ご質問をいただきましたので、その点についてご確認いただきたいと思います。先ほどご覧いただきました報告事項の資料でございます。まず、低学年の生活科を充実して時間数を見ている関係で、幼児期から初等教育への連続性、幼小連携に対する取組についてのご質問がございました。関連して、幼児期から小学校低学年への教育にあたって、その特質に配慮した教員の配置についてのお尋ねがございました。県からこれらの意見を申請者にお伝えしますとともに、確認しましたところ、開校後は入学生の幼稚園の先生との交流に取り組むほか、園児の体験入学では園児の運動会への参加など、幼小連携の方にもしっかりと取り組みたいとお話を伺っております。また、生活科に対応した教員配置の関係でございますけれども、低学年の生活科を専門とした教員を 1 名配置するという計画でございます。そのほか、イエナプランスクールの研修について、2 名の方が受講しており、また今後につきましても別途研修を受けていただくことを確認したところでございます。それでは、諮問事項資料の 3 ページへお進みいただきたいと思います。教育課程につきましては前回ご覧いただいたとおり変更はございません、校地、校舎の関係につきましては、過日、現地調査等を行いました。後ほどご報告いただくということで、よろしく願いいたします。また、開設費の関係、5 ページから 6 ページにかけましての収支計画書の関係につきましては、前回と同様の内容でございます。最後にこの報告事項の中で、広報のあり方についてご覧いただきたいと思います。前回の審議会におきまして、認可前ということで、広報のあり方についてのお尋ねがございました。この点につきまして、今回改めて申請者に対しまして、認識を確認させていただき、広報に際しましては、認可申請中である旨をしっかりと明示すること、また、SNS や説明会などにおいて、関係者に誤解を与えることのないようにと、指導をいたしました。申請者における現在の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（児島会長）

この事項につきましては、小林浩委員さんに現地調査を行っていただいております。調査結果につきまして、小林浩委員さんからご報告をお願いいたします。

小林浩委員

はい、ご報告いたします。去る 11 月 28 日水曜日、私学振興課の布山課長、熊井課長補佐、荻原主事のお三方と私の 4 名で、来年 4 月開校予定の大日向小学校の現地調査を行いました。代表理事の中川氏から、小学校開校に向けた、学校の概要、施設・設備の状況、校具・教具の整い具合、今後の運営などについてのお話を承りました。校舎・校庭は、児童数減少のため、6 年前の平成 24 年 3 月末で閉校した、旧佐久穂町立佐久東小学校の校舎・校庭をそのまま活用したもので、周りには、豊かな自然が広がり、南に信州百名山の一つでもある茂来山を望む高台にあり、十石峠を越えると、群馬県上野村となる位置関係となっております。ちなみに、閉校時の佐久東小学校の児童数は全校で 22 名でありました。小学校は、中部横断道佐久穂インターチェンジから国道 299 号線で、約 10 分程度車を走らせた、佐久穂町大日向に位置しております。校舎は、6 年前まで公立小学校として使われていたものであり、内装の手直しが佳境に入っておりますが、求められる耐震性は確保されておりました。理科準備室の薬品庫の設置については、開校までには完了するように求めました。体育館は、傷みもほとんどなく、床のラインテープの貼り替え等を行うだけとなっておりますが、屋外での体育の授業が困難な厳冬期ともなれば、児童は体育館内での活動を余儀なくされるため、何らかの強力な暖房機器が必要であると思われました。トイレについては、大幅なリフォームが必要となっておりましたが、上下水道の配管内部は錆びつくこともなく、そのまま使用できるのは幸運の一言に尽きると思われました。普通教室、図書館、保健室、職員室は 1・2 階に配置され、3 階は理科室や音楽室、家庭科室等という教室配置でありました。大日向小学校は、児童にとって、安心して居心地の良いリビングルームとして改装が進められており、児童が日常的に生活する教室部分を「居間エリア」と呼び、佐久穂町の地域住民

との交流の場ともなるランチルームとエントランス部分を、それぞれ「縁側エリア」「土間エリア」と呼びます。改装のコンセプトは「学校全体は、児童が過ごす一つの大きな家である」というものでありました。地域の方々が気軽に来校することができるように、エントランス付近には無料のカフェスペースを設ける予定がある、とお聞きしましたし、体育館南側には、シアター仕立ての階段を設け、外部からのアクセスを容易にする等、地域の方々と交流を積極的に行おうとする学校側の工夫が、そこここに見受けられました。校舎の改装は、来年1月末までには完了する予定で、校具や教具などの物品については、本日の私立学校審議会の答申を踏まえ、鋭意、購入を進め、来年2月中には整う見込みとのことです。屋外の遊具の安全性は点検済みで、ジャングルジム以外はすべて撤去し、新しい遊具を設置するとのことです。また、校庭は、将来的には、全面が天然芝となる予定で、開校後に芝の種をまいて整備するとのことでした。門外漢ながら、芝生や数ある見事な植栽の手入れや管理には、かなりの人手と費用と時間が必要となるように思われました。申請者からお話を伺う中で、児童数確保の見込みに関する見解や、イエナプラン教育を行うことへの思いをお聞きしました。大日向小学校の児童数確保に関する考え方は、その主な対象を、長野県外からの移住者の児童とするとのことでした。これまでの、首都圏などでの学校説明会の参加状況を鑑みるに、佐久穂町からの志願者は2～3名ほどいるが、入学は望めないとのことでした。また、移住を考える保護者には、佐久穂町が、建設業や福祉関係の仕事といった、地元での働き場の場を提供できる素地はすでに整っており、就業フェアなど、移住後の生活支援事業なども、町が行っているとのことでした。そして、学校側は、お子さんを大日向小学校に通わせ、保護者は佐久平駅から首都圏等に通勤する家庭もあることを想定し、スクールバスをJR佐久平駅から運行する予定とのことでした。また、モンテッソーリ、ドルトン、シュタイナーなどといった、いわゆる、**alternative** 教育の中で、イエナプランという教育手法を選ばれた理由は、異年齢のクラス編成であること、会話・遊び・仕事や学習・催しの4つを基本とする教育実践であること、そして、学校を児童・教師・保護者の共同体とするという教育理念に共感されたことと伺いました。加えて、イエナプランに則った教育を実践しながらも、国が定める学習指導要領に基づいた教育を行う一条校であり、PISA や TIMSS といった国際的な学力到達度調査においても好成績を収めることができるとのことでした。そして、すべての学校現場が抱える根深い、いじめ事象への指導・対応については、常日頃より、十二分な面接指導を心がけるとのことでした。必須科目となる道徳の授業についても、イエナプランとは親和性の高いものとなっており、児童の成長過程をきちんと評価するとお聞きしました。次に、佐久穂町では、平成24年3月末に佐久東小学校が閉校となりました。また、平成27年3月末には佐久中央小学校・佐久西小学校・八千穂小学校、さらに、佐久中学校・八千穂中学校が閉校し、新たに平成27年4月に、佐久穂町内の小中学校を統合した、佐久穂小学校・佐久穂中学校という、施設一体型の小中一貫教育校が開校した経緯がございます。小学校4校と中学校2校の集合体が、佐久穂小学校・佐久穂中学校ということもできます。ですから、私立の大日向小学校新設を受け、地元の公立小学校である佐久穂小学校への入学児童数が減少するのではないかと、という最大の懸案事項について、その見解を伺いました。回答としては、既に、大日向地区から佐久穂小学校に通学する児童がかなり減少している現状があり、加えて、これまでの学校説明会の参加者を分析すると、大票田となるべきお膝元の地元から、大日向小学校に入学・編入する園児や児童・生徒は、説明会参加者こそ2～3名であるが、入学は見込めないと考えているとのことでした。また、佐久穂町が大日向小学校開校に寄せる期待については、移住者が増えることを町は期待されているのではないかとというのが、学校側のご見解でした。教育内容そのものよりも、地域経済の活性化や文化の伝承が優先されているように思われ、教育に携わる者の1人とする、町の姿勢にやや違和感を覚えざるを得ません。次に、開校にあたっての、高額な個人寄付、加えて、開校後の数年間は、理事長による高額な寄付によって学校運営がなされるのは、本来あるべき学校運営とは言えないのではないかと、という点について見解を伺いました。また、毎年300万円の賃借料が発生するのは何故かについてもお聞きしました。回答は、開校6年目の完成年度で、予定児童数の180名が確保できる見込みとなるとのことで、学校運営が軌道に乗るまでは、どうしても、寄付金等に依存せざるを得ないとのことでした。そして、毎年かかる賃借料300万円は、スクールバスのレンタル料とのことでした。なお、小学校開校後3年を経て、新たに中学校を開校したいご意向でありましたが、今回の審議会では、新設の大日向小学校開校に関わる審査であり、新設中学の設置については、申請があったところでの審議となると思われ、申請者は、移住者を含めた佐久穂町の子どもたちが、多様な学びを選択できる環境を提供することが重要だと捉えており、その一つの選択肢とし

てイエナプランスクールを開校したいとおっしゃっておいりました。教室だけの学習ではなく、地域との関わりや大自然に触れることを重視しながら、児童一人ひとりが、その学びを深めていくことができる環境が整っていることを確認いたしました。ただ、大日向小学校に通うであろう児童の多くが、おそらく、長野県外から、佐久穂町を含めた佐久地域に移住してくる家庭の児童ということになる公算が強いように思われます。加えて、全国的に見ても、少子化の流れに歯止めが掛からない、この状況下で、開校6年目で、果たして目論見どおりの定員180名の児童を、本当に確保することができるのだろうかという点については、大きな疑問符が付きます。定員が大きく割れるようなことがあれば、児童への教育の質を担保することが難しくなり、職員も福利厚生面で不利益を被ることにもなりかねないのではないかと心配しています。現地視察の最後に、長野県内の私立小学校4校の定員充足率を鑑みると、うち2校で、大きく定員割れを起こしている厳しい現状を踏まえると、いかに、設立の諸要件が整い、学校が無事開校となった場合ではあっても、その後、思うように児童が集まらず、最悪の場合閉校となってしまうようなことがあれば、学び舎に学ぶ児童・生徒にとっては母校を失うことになり、子どもたちは悲しい思いをする。加えて、地元の佐久穂町の住民も、やるせない思いを抱き、地元の町も、外からの移住が町にもたらす経済面や文化面での活性化の動きが止まり、町おこしの機運も委縮してしまう。よって、開校が認可された後こそ、建学の精神に則り、日々の教育実践を着実に積み上げ、学校存続に向けて最大限の募集態勢で臨んでほしい。そのような気構えが、私学の運営には絶対必要ではないかとも申し上げました。いかに私立学校とはいえども、学校という学びの場は、一般企業とは異なり、収益が出ないからすぐやめる、つまり閉校する、というわけにはいかないと考えます。学校開設後、くれぐれも、理事者の思いだけが独り歩きし、日々の教育実践が理事者の思いと乖離し、児童・生徒募集がままならず、学校運営が途中頓挫することのないようにしなければならぬと強く感じました。昨年のウェルネス高校新設の際にも申し上げましたが、地域にとっては、学校は一つの文化の拠点であり、失いたくない知的・文化的な財産でもあり、様々な意味で、地域住民のよりどころとなっています。加えて、人口減少に歯止めがかからない市町村にとっては、学校の新設、或いは、形を変えての学校の復活は、地域に様々な活性化をもたらす、地域おこしに大きく貢献しているのも、また事実であります。東京都は、私立学校の新設については、実際は抑制的であります。本県の現状はそれとは大きく異なります。本県も少子高齢化の波を受け、人口減少に悩んでおりますが、幸いにも、自然には恵まれ、首都圏や中京圏からのアクセスも、そう悪くはありません。そんな本県が、全国で住んでみたい県の上位に、常にランクされていることを考えますと、地域おこしという強力な後ろ盾を得た様々な経営母体の法人による私立学校の新設申請が、今後、ますますその数を増し、その結果、県が、全国で住んでみたい県の上位に、常にランクされていることを考えますと、地域おこしという強力な後ろ盾を得た様々な経営母体の法人による私立学校の新設申請が、今後、ますますその数を増し、その結果、本県がさながら私立学校設立の草刈り場の様相を呈するようになるのではないかと、個人的には大変危惧しております。私学振興課におかれましては、大日向小学校が開校された暁には、開校後数年間にわたり、児童数の確認と本審議会へのご報告を、ぜひお願いしたいと考えております。報告は以上になります。

内川委員

今、小林先生のお話にもあったように、実は開校にあたっての条件を整えば、一応審議会にはかかるということなんですね。例えば、小学校でもう使っていない建物があります、今回は大日向小学校もそうですし、専門学校の日本アルプス国際学院もそうなんですが、行政が用意した土地建物で学校を開くことは、実はものすごく安易なことで、最初に用意するお金の額が一桁違うんですよね。実際民間で建てようとしたら、億以上のお金を投じて、土地と建物を建ててということになります。当然回収の見込みがないと、安易には学校はできないという状況ですが、こういった、今、廃校になりそうなところを利用するという名目で学校ができるというのは、後の運営はかなり厳しいものがあるというのは本当に思います。それで、条件を整えば開校ということにはなるんですけども、その後の実績調査みたいなものがやっぱり必要かと思えます。学生は、入ったらやっぱりその学校に残ってほしいですし、卒業まで安泰にやってほしいし、学生が集まらなかったから先生の数が減っていくということになると、とても質も落ちますので、そういったものを含めて、この審議会も開校時だけではなくて、その後の様子も、何年後はこうです、というものを出していただくのが、今後の開校の時の、認可する、しないの一つの条件になるかと

思いますので、そんなところを検討していただければなと思います。

議長（児島会長）

ただ今、内川委員から出たご質問、ご意見なんですが、以前のこの会議におきましても、新たに設置した学校については、ただ認めて終わりということではなくて、同時に、文書で調べるか、或いは、現地調査に行くかということは事務局の方でおやりになるとは思いますが、以後のこの審議会の場で現状を報告していただくということになっているかと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

事務局（布山課長）

ただ今いただきましたご意見につきまして、事務局としての考えを述べさせていただきたいと思います。まず、小林委員、或いは、内川委員からご指摘のありました学校の健全な運営について、大変重要な課題であるということにつきましては、私どもも認識はまったく同一でございます。そうした中で、具体的に開校後の児童数の推移、学校の状況につきましては、今委員からご指摘をいただきましたので、事務局といたしましても、開校になった暁には、ここで何年とは申し上げられないですけれども、複数年、実施をしていきたいと考えております。どうしても開校直後というのは、例えば様々な手続など、なかなか慣れていないという場合もございますので、私どもとしても必要な指導、助言を差し上げて、学校運営の方を円滑に、子どもたちの学びがしっかりと保証されるように、私どもとしても取り組んで参りたいと思います。以上です。

議長（児島会長）

内川委員から出されましたことにつきましては、事務局の方も、何年になるかは別として、現地調査なり文書なりで調べていただいて、こういう場で報告していただくということでもよろしいですね。

事務局（布山課長）

はい。

議長（児島会長）

もう一つ出てきたのは、小林委員の方から、懸念事項ということではいろいろと出てきましたけれども、経営的なこと、ちゃんと生徒が集まるかどうかということなんだろうと思いますけれども、それにつきましては、事務局の方はどんなお考えでしょうか。

事務局（布山課長）

基本的には学校の経営ということで、生徒さんからの授業料と、収支報告でご覧いただきました、補助金、それから寄付金といったもので運営をしていくという中で、小林委員からご指摘いただきました、生徒数が確保できない場合にはその計画がずれてくるおそれがあるとのことご指摘でございます。生徒数の確保につきましては、現地調査の際にも申請者の方に確認したところでございます。内容といたしますと、見学会等を開いていく中で、具体的には300人ほどの初年度の入学対象者がいるのではないかと、あくまでも見込みではございますけれども、その一割の方が入学したとすれば30人くらいというお話を伺っているところでございます。そういった説明会に県外からお越しになった方の声を聞くと、移住してでも入学したいという声があるというお話も伺ったところでございます。また、先ほど小林委員の方から長野県は移住先として全国的に人気が高いということで、東京の方の移住の相談センターでも、1位、2位を争っているという事実、或いは、佐久地域につきましては、首都圏とのアクセスが非常に良いということで、首都圏へ新幹線通勤をしている移住者の方もいらっしゃるということについて、お聞きしているところでございます。学校におきまして、そういった方も想定してスクールバスの方も設定されるということで、また、町の方も、仕事探しについて協力をしている等のお話を伺っている中では、何名という予測は大変難しいわけではございますけれども、一定数の生徒確保は見込めるのではないかと推察をしているところでございます。

議長（児島会長）

事務局の方からご説明いただきましたが、事務局としても、色々な意味での協力に携わるということ。学校法人を作っておやりになるということでございますので、生徒募集に関しましても、覚悟を持って臨んでいるんじゃないかと。その裏には、先ほどの、小林委員が現地調査をしていただいたときに、長野県は移住したい県の何番目かに入っている。そういうようなことの中で、理事長の方も、数はそれなりに集まるだろうという中でおやりになっているんじゃないかなと思うわけですが、何かそういったことに関しまして、またご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

平林委員

数字のことでちょっとお聞きしたいのですが、給食費の食材費が150万で挙がっているんですけど、現地で作る自校給食なんですか。その費用がどこに入っているのか、その人件費はどうなっているのか、それとも委託するのでしょうか。

議長（児島会長）

事務局の方でお分かりになりますか。

事務局（布山課長）

今のお尋ねは、52ページの収支予算書の中の収入の中で、給食食材費で一食250円で30人を見込んでいるという、この部分のお尋ねということでよろしいでしょうか。

平林委員

250円の原価なんですね。

事務局（布山課長）

収入といたしますと、250円を収入として見込み、支出の方は、給食食材費の方で1食250円ということで、おそらく地元の方からの購入もあるのかと思いますけれども、計画とするとこんな形ということでお聞きしております。

平林委員

誰が作るのでしょうか。

議長（児島会長）

給食センターからもらうのでしょうか。

平林委員

施設設備300万っていうのは、給食設備があるんですね。自分のところで作って、提供することなんですね。ここで先生たちの分まで入ってくるかと思えますけれども、予算のところでは児童の人数しか挙がっていないので、確認の方をお願いします。

議長（児島会長）

ただいま平林委員からご質問のあった給食費のことにつきましては、事務局の方でご確認いただいて、また然るべき時にご報告をお願いしたいと思います。その他、特によろしいでしょうか。特にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。もし、特にご意見、ご質問等ございましたら、学校法人茂来学園の設立について、また大日向小学校の設立について、それぞれを認可して差し支えない旨、答申することといたしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、それぞれ認可して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。よろしくお願いたします。次に、諮問事項のイ、私立専修学校関係でございますが、(ア)の学校法人の設立を議題とさせていただきます。学校法人日本アルプス国際学院についてでございますが、これにつきましても、次の審査項目であります、(イ)の私立専修学校の設置についても該当しておりますので、併せて議題とさせていただきます。資料2の日本アルプス国際学院につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

日本アルプス国際学院

事務局（布山課長）

それでは、諮問事項関係資料の資料2をご覧くださいと思います。日本アルプス国際学院についてということで、認可事項につきましては、学校法人の設立、専修学校の設置に係る2次審査でございます。まず学校法人の設立につきまして、ご説明させていただきます。名称につきましては、日本アルプス国際学院、位置につきましては、北安曇郡池田町、目的、申請者につきましては記載のとおりでございます。役員でございますけれども、理事長1名、理事は4名ということで計5名、それから、監事につきましては2名ということで、いずれも法律の要件を満たしております。財産につきましては、別冊の認可申請書の57ページをご覧くださいと思います。財産目録ということで、校地及び校舎につきましては、池田町からの長期20年の賃借という形でございます。校具、教具、図書、及び備品につきましては、記載のとおりでございます。また、運用財産などにつきましても記載のとおりでございます。次の58ページに寄附申込書がございますので、ご確認いただければと思います。先ほどご説明申し上げましたように、内容につきましては、基本的には学校設置と同様の内容となっております。次に資料2の方にお戻りいただきたいと思います。私立専修学校の設置に係る2次審査の関係でございます。修正点等、前回各委員からいただきましたご意見、ご質問に対する回答を中心にご説明申し上げたいと思います。まず、名称につきましては、日本アルプス国際学院、位置、開設の時期、設置者、校長につきましては前回と同様でございます。学校の概要をご覧くださいと思います。分野・課程につきましては工業分野専門課程、設置学科は情報技術学科、修業年限は2年、入学定員は40名、収容定員は合計で80名でございます。具体的な教育内容につきましては、認可申請書の62ページを併せてご覧くださいと思います。学科及び科目別授業時間数ということで、内容につきましては前回と変更ございません。主なものでございますけれども、データベースのⅠ、Ⅱといった授業、データベースの演習、WebプログラミングのⅠ、Ⅱ、Javaの演習のⅠ、Ⅱ、こういった科目によりまして、表の授業数の1番下でございますけれども、年間の授業時間につきましては、1年次が870時間、2年次が840時間ということで、設置基準にございます年間800時間以上を満たしております。学校の所在地につきましては安曇野ということで、電子情報など製造業の企業も多く、そうしたニーズに対応した内容ということで、学校の方のご説明がございました。この部分につきまして、前回ご質問をいただいておりますので、報告事項の資料をご覧くださいと思います。情報技術学科の授業計画の中で、社会人を対象とした記載があるということで、今回の情報技術学科との関連性についてのご質問をいただいたところでございます。これにつきまして、認可申請書の78ページをご覧くださいと思います。開設2年後の事業計画書ということで、前回、学科構成の記載につきまして、情報技術学科について、社会人のシステムエンジニア部門の学び直しコースを設置するといった記載、或いは、教職員・生徒等の編成の部分で、情報技術学科は地域社会や公務員の学び直しも含めてという記載があったところでございます。この点につきまして、申請者に確認いたしましたところ、結論といたしますと委員ご指摘のとおりでございます。社会人を対象としたコースは、今回の情報技術学科の定員には含まれないと、記載が適切ではなかったということでございました。それに伴いまして、表現を改めまして、情報技術学科の「ほか」ということで、その部分をしっかりと明示して、地域企業の社員の方等を対象とした情報処理能力アップのための講座を設置するというので、今回の80名とは別に明示する形で修正させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。それでは、諮問事項関係資料の9ページへお戻りいただきたいと思います。教職員の組織について、ご説明させていただきます。計画、基準については前回記載のとおりで変更はございません。内容でございますけれども、申請書の74ページに開校時の名簿、その後に履歴書等も添付させていただきましたので、ご確認いただきたいと思います。教職員の組織の関係につきまして、前回ご質問をいただいておりますので、回答をさせていただきます。報告事項の資料をご覧くださいと思います。日本語教育、外国人留学生の受入れ等についても想定がされる中で、委員から、日本語教育をする人材など、留学生の受入体制についてのご質問があったところでございます。審議会の意見といたしまして、日本語教育を行う人材など、留学生の受入体制について十分配慮するように申請者に対して、審議会後にお伝えをいたしました。その上で、計画につきまして確認したところ、雇用を予定している3名の教員の中に、現在勤務されている学校の方で留学生の受入実績が既にあるということでございます。今後、留学生については流動的などところもあろうかと思っておりますけれど

も、留学生の受入の状況を踏まえて、必要に応じて人材の雇用については検討していきたいということでございました。また、関連でございますけれども、IT 技術者の需要と学科設置の関係についてのご確認のお話もございました。当地域につきまして、製造業の集積地域であるが、専門学校等の高等教育機関がないということで、申請者といたしますと、情報技術学科は必要だとお考えということでございます。また、今回の申請とは直接関連しておりませんが、将来、介護学科設置を検討する場合ということで、前回の審議会におきまして、施設、費用、或いは、学生確保等、様々な課題があると、もし検討されるとすれば、そういった部分についてしっかりと検討、或いは、必要な手続をとる必要があるという点につきまして、審議会後、学校の方へ私どもの方からお伝えしたところでございます。学校の方のお考えでございますけれども、私学振興課以外に専門の部局がございますので、そちらの方の指導も受けながら、検討していきたいというご返事でございます。それでは、諮問事項関係資料の 9 ページへお戻りいただきたいと思っております。校地の関係でございますけれども、校舎面積につきましては 4,513 ㎡、池田町の旧福祉会館の跡地ということで、土地所有者の池田町との契約につきましては締結済み、20 年間安定的に借りられることが担保されております。また、校舎につきましては、これまで町の福祉会館としてきた建物でございます。同様に借受けができるということで、面積につきましては、前回端数まで記載がございませんでしたので、今回端数まで含めて 986.93 ㎡ということで、基準の 380 ㎡以上を満たしている状況でございます。建物につきましては過日、現地調査を行っていただいたところでございますので、後ほどご報告という形になると思います。次に 10 ページをご覧くださいと思います。開設費の関係でございますけれども、前回同様、学校設置に関する経費といたしまして、校地と校舎につきましては池田町からの賃借という形でございますが、その他に校具、教具を記載のとおり見込んでおり、財源につきましては、寄付金収入で見込んでいるという状況で記載のとおりでございます。授業料につきましても前回と変わらず記載のとおりでございます。次に 11 ページの収支計画書をご覧くださいと思います。収支計画につきましては前回から変更ございません。池田町からの意見でございますけれども、町の方で学校に期待しているものということで、ご確認いただきたいと思っております。認可申請書の 81 ページをご覧くださいと思っておりますけれども、専修学校設置によりまして、生産年齢人口減少に歯止めがかかる、或いは、就職後に引き続き町内に居住することで人口の増加、地域の活性化に寄与する効果を期待していると、また、介護現場における人材不足についても期待をしているということで、最終的には、学校設置によりまして、これらの内容が実現することを願いますというご意見をいただいたところでございます。前回の審議会におきまして、こういった町のご期待、希望と照らした場合に、今後この学校が展開していくためには、財務的、金銭的に厳しい部分があるのではないかと、こうした町の期待に沿った展開をしていくためには、今後教員の人件費の改善も必要となってくるのではないかと、こういった点について、町との摺り合わせも必要ではないかということでご意見をいただいたところでございます。この点、申請者にお伝えいたしまして、申請者からは、学校運営につきましては、学生の授業料と寄付金でまかなわれるのが原則という中で、今後人件費の改善に向けましては、寮などの整備による生徒数の確保、授業料、寄付金の充実、或いは、様々な取組によりまして、生徒の入学状況も見極めながら人件費の改善等についても今後検討していきたいと、回答が寄せられたところでございます。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（児島会長）

この事項につきましては、内川委員さんに現地調査を行っていただいております。調査結果につきまして、内川委員さんからご報告をお願いいたします。

内川委員

それでは現地調査の報告をいたします。去る 11 月 26 日に、私学振興課のお三方と一緒に日本アルプス国際学院の現地調査を実施してまいりました。当日は認可申請者の宮澤敏文さんがお話をしてくださいまして、現地のご案内をしていただきました。ここは、池田町がもともと福祉会館として使用していた建物でしたので、つい 11 月までそのまま利用しているということでこれから改修をするという状況でした。土地、建物の様子を見てまいりました。まず学校の位置ですが、池田町役場から南東へ 1 キロぐらい、信濃松川駅からは南東へ 3 キロぐらいということで、決して駅から近いわけではないので、学生の利便に若干問題があるかなということで、話を

お聞きしました。ここは広々とした、田園地帯風のところで、道路を隔てた反対側には保育園があったり、町民グラウンドがあったりして、教育の環境としてはよさそうなところでした。信濃松川駅から3キロあるということは、電車通学の人にはほぼ難しいです。自転車にしても3キロということで、これについて伺ったところ、学生寮を将来作りたいということで、自転車で10分くらいのところに考えているということでした。学生が増えればそこを利用するという状況のようです。ここは福祉会館ということで、大きな道の通りにもありますし、駐車場もたくさんありますし、建物も年数は経っているとはいっても、とてもしっかりした建物でありました。校舎についてですけど、今まで実際に使っていたということで、耐震の工事も既に終わっているとのことでした。ここは池田町の持ち物を日本アルプス国際学院で借りるという契約だそうです。3月までに向けて、池田町の方で、福祉会館でしたので、大広間みたいなところを分割して、教室にするための壁の設置ですとか、一部を改修して教室として整えるということでした。町とは20年間の賃貸借契約が締結されるということで、3月までは無償で池田町が用意してくれて、4月から借りるということです。賃貸料いくらですかと聞いてみましたら、かなり安いです。池田町がバックにないと、まったく無理な状況の学校設置ということになります。開校に当たっては、大きな改修工事もしないで、あまりお金はかけなくても使える建物でした。改装工事はすぐにとりかかって、3月にはできあがる予定だという話はしていました。当日は工事の平面図をみながらご案内いただいたんですが、2階建の建物で、2階が情報関係の教室で、そこにパソコンを入れるということでした。広さは教室、演習室、事務室、トイレと十分な広さがありました。それから、敷地は結構広くて、南側のところが道路から入った入口になるんですが、今までは福祉会館ですので、そこが駐車場に、あと裏の方にも駐車場があるということですので、学生が車でくるようになったら、車の乗り入れは裏のほうにしたいということでした。今回のこの学校、池田町の連携がなかったらとても開校できないです。ご用意したお金、実はそんなに沢山とも言えませんし、改修程度で開校ができる、それから実地調査としては土地建物については十分使えるので、実地報告の結果としては問題ありませんが、運営に関しては、宮澤さんとお話をしていたところ、私の個人的な意見では、かなり難しい部分は感じました。一つは、宮澤さんも米田さんという校長先生もまったく常勤ではないので、経営者がいない状況です。そこへお知り合いの日本語学校からの留学生の受入を考えているということで、見込があっておやりになっていると思いますが、その方たちが2年勉強して、池田に就職できるかどうかということですが、難しいと思います。情報での就職というのは、それなりの国家資格をとらないと難しい。そこまでやっていただけるとして、就職先が池田になるとしたらすごくいいと思います。介護福祉系の学科を、本当は最初からやりたかったようですが、間に合わなかったらしいようですので、情報系でスタートして介護系になるというのは私はかなり危惧をもちました。今留学生が介護福祉士をとると就職ができるということで、全国で介護福祉士の学校が留学生をたくさん受け入れる。ただ、介護福祉士の学校は学費がとてかかります。施設をつくるのにかなりの投資が必要となります。それを見込んでちゃんとやっていただかないと、そんなに簡単ではないということも、お話ししました。池田町と20年の賃貸借契約は結んでいますが、投資したお金が少なければ撤退したくなりますけど、学生が入ったら、その学生が就職するまで面倒みていかないとはいけませんね、と宮澤さんとお話ししましたが、もちろんやりますとおっしゃっていました。たとえ一人でも在籍したら、その子たちの将来がかかっていますので、もう少し厳しい運営を考えていただいた方がいいかなということで、そうしたお話をしてきました。ただ、建物と土地に関しては十分な広さがありますし、とりあえずパソコンとサーバー入れるだけのようですので、そこは大丈夫だと思います。先ほどの小林先生のお話にもありましたが、行政が建物と土地を用意した場合には、新しい学校をつくるというハードルが極端に下がっています。もしこれが学校法人で、やめますといった場合は、土地建物は県等への寄附になりますけど、こういった場合は池田町は県へ寄附するのでしょうか。私たちは、いざというときは土地も建物も全部なくなるという覚悟でやっていますので。本当はそこが懸念の材料であって、今回の審議会はこういう条件で通っていくと思うんですけど、来年に向けてはこういうケースが増えるので、ぜひこの点をご審議いただきたいということと、行政も空いているからどうぞどうぞというのではなく、それがもしかしたら県の持ち物になって、処分されてしまうこともありなんではないでしょうか、その辺がちよっと気になっています。空き家を利用するということはとてもよいことだと思いますが、学校は学生が長い間いますので、将来を見込んだ安定的な運営にもう少し目を光らせる必要があるかと感じました。現地調査の結果は以上です。

議長（児島会長）

私から質問させていただくというのも変なんですけど、やめるといったら、池田町の建物が県の方に移行して、県の方で処分するといったお話しがありましたが、それはどういうことなんですか。

内川委員

学校法人はそう言われているんですよ。

事務局（布山課長）

私の認識では、学校法人については、施設の自己所有が基本なものですから、解散した場合は、教育の用に供するために、寄附を行うというのは承知しています。ただ、今回の場合は自己所有ではないですから、借地、借家といった場合にこの規定が適用になるのかという部分につきましては、確認が必要かと思います。

議長（児島会長）

要するに、これは賃貸ですから、もし仮に解散するということになったら、その所有物は池田町に戻るのではないんですか。

事務局（布山課長）

一般論でいうと、民民上の形でいえば、所有権は移転しておりませんので、そういった形になります。

議長（児島会長）

そういうことですよ。

内川委員

そこがハードルが低いということですよ。自己所有で建てたものとやっぱり違うので、あまりハードルを下げない方がいいと思ったんですけどね。ダメなら普通に所有者に戻るだけなんですよ。

議長（児島会長）

はいどうぞ。

事務局（布山課長）

貴重なご意見ありがとうございました。基本的に借用する場合に、原則とすると地方公共団体等公的などから、20年というのが一つの目安ですけれども、そういったかなり厳しい基準がございます。今回池田町からの借用で、長期の契約ということで認可に際しての問題はクリアしています。

議長（児島会長）

ただいま事務局の方からのご説明並びに内川委員さんから現地調査に行かれての調査結果の御報告がございましたけれども、このことに関しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

小林勝彦委員

それではお願いします。教育課程のことですが、認可申請書(抜粋)の資料の62ページに主に詳しく書かれていまして、専門課程ということで、こういう記載かと思うんですけども、科目がいくつか並んでいて、1年生、2年生に、どの程度の時間が配当されているということが記載されているんですが、一番左側をみますと、一般・専門の別という大きな区分が示してあって、設けてあるのは専門課程だけということになっています。認可要件とすれば、おそらくこれで間違いはないんでしょうけれども、受け入れる学生ですとか、どういうふうに地域に輩出していくのか

ということが現実的な課題であること、それから、専門学校といっても人格育成ということは、教育基本法の冒頭に掲げられていることで、重く受け止めて教育課程を編成しなければならないと存じています。そういう面においては、このいかにも専門性然としたものだけが並んでいることに、印象として科目編成に安易さを感じる次第でございます。具体的には、キャリア形成に関する科目ですとか、地元・地域、或いは、日本の文化になじんでいくための一般教養の部分がとても大きな部分になってくるのではないかと、或いは、言語についても、専門学校に入ってくる段階で全てをクリアしているとは考えにくいので、言語関係の一般科目も普通に考えると必要、等々具体的なことは3つほど申し上げましたけれども、今思っているのは、要件にはかなうんでしょうけれども、安易に並ばれている印象を受けるということでございます。

議長（児島会長）

これにつきまして、事務局の方は何か聞いてらっしゃいますでしょうか。

事務局（布山課長）

ありがとうございました。今、62ページの専門科目について3点ご指摘をいただきました。専門科目の項目が並んでいるけれども、人格形成、或いは、キャリア形成、言語関係についての一般的な科目、そういった教育も必要ではないかというご指摘でございます。この点につきまして、学校の方で、具体的にこういうことをやるということにつきましては、事務局では現時点ではお聞きしておりません。ただ、今ご指摘のありました、特に日本語教育等について、この中に入れるという形になるのか、別の形になるのか、形については申請者のお考えかと思えますけれども、こういった観点のご意見があったということを申請者に伝え、教育についてしっかりと取り組んでいただけるようにお話を申し上げたいと思います。

議長（児島会長）

ただいま事務局の方からご説明がございましたけれど、小林委員さんいかがでしょうか。

小林勝彦委員

はい、そうですね、私としてはこの科目配列に安易さを感じるわけですので、その辺についてどういった見解をもっているのかお聞きしたいところではあります。

議長（児島会長）

将来留学生等々が入ってきた場合には、意見があるということをお伝えしてもらえるとということですが、それでよろしいですか。

小林勝彦委員

いたしかたないと思います。

議長（児島会長）

はい、わかりました。それ以外に、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

窪田委員

設置者と校長先生、学院長さんはどなたなんですか。

議長（児島会長）

事務局の方でお願いできますか。

事務局（布山課長）

資料の9ページの方になりますけれども、設置者の方は記載の宮澤敏文さんで、校長が米田健三さんとなっています。

窪田委員

学院長は誰でしょうか。というのも、11ページの事業計画のところ、実際には収支計画のどこ

ろの人件費項目のところに、学院長1名、専任教員3名と書いてあって、学院長は校長先生のことなんだろうと推測はするんですけど、そうすると下の「理事(学院長を除く)5名」となっています。校長先生は理事に1名入っていますので、除いてしまうと4名になってしまうんですけど、これは誤記かどうかを含めて、学院長はどなたなのかと質問させていただきます。

事務局（布山課長）

失礼いたしました。記載の学院長は校長先生ということでございます。

窪田委員

それでは理事のところは、学院長を除く5名ではなくて、学院長を含む5名ということですか。

布山課長

はい、そのとおりでございます。

議長（兎島会長）

その他ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

平林委員

認可申請書の79、80ページに記載されている家賃の件ですが、先ほど内川委員さんがおっしゃったように、今回賃借物件ということもあって、家賃がいずれの年度も月額15万7,700円で計算されています。ただ、その前にある賃貸契約書をみると、65ページから賃貸契約の仮契約書がありますが、7条のところに修繕改修は賃借人が負担すると、その費用は70ページのところで、家賃がどの年度にいくらになるかということが書かれています。2019年度は福祉会館が72万円と改修費の20分の1、あと教育会館は年額23万7,000円のみ、2020年度は54万円に改修費の19分の1という計算になると思うので、数字の作り方がすごく乱雑であるというのが1つあると思います。コンピューターとインターネット等の器材等の配置等をするのに、当初の設置費用があまりにも少ないかと思えます。建物自体はそれほど改修はいらないということですが、一つ気になったのが、賃貸借契約のところで、2か月延滞したら解除される契約になっていて、本来学校法人が所有する施設に生徒を置くのと違って、賃借している建物で学校を開設することにより、皆さん危惧されていた、継続できなくなったときに、生徒たちだけが残ってしまうことが安易に起きやすい、開設しやすいがために、閉めやすい、撤退しやすいということがあって、本当に人数が集まらなかったときに、学校の体をちゃんとなすことができるのか、維持できるのかというのが、数字的にも資料的にも、少し危惧されることがあると思います。先ほどの、小学校の設立の話は義務教育の話ですけども、これは専修学校という意味で、本当に学校法人としてやらなければいけない話なのか、塾ではダメなのかという線引きが私にはわからない、学校法人ということで、当然高校を卒業した学生さんたちが進学先として選択するであろう施設として、池田町のこの話を聞いたときに、将来に希望をもつ要素もすごく感じられるんですけども、この学校が本当に継続しうるのかということを危惧するところが大きいので、そこを池田町の方にその旨もう一度確認していただいて、2か月以上延滞したときにいきなり解除したりすることはないでしょうし、返却しろということはないと思うんですけども、その際の対応策、また、8条にある損害保険も賃借人が払うことになっています。通常は、オーナーさんが火災保険等に入っているべきものと思われるので、そのところも含めてもう一度池田町に、これ仮契約ですので本契約のときに再度検討すべきところがあるのではないかと伝えていただけないかと思えます。

事務局（布山課長）

ありがとうございます。まず大きな話としまして、学校の経営が今後安定的に継続できるかという点についてお話しをいただいたところでございます。申請書の方の、まず57ページをご覧いただきたいと思いますが、運用財産ということで、現金という形、実際は郵便貯金のようなんですけども、財産を現時点で確保されてございます。委員ご指摘のとおり、今後学生数等々長期的に見ていった場合に授業料収入といった部分が安定的に得られるかというところは課題であると考えております。そうした中で、町の方の意見でございますけれども、81ページをご覧いただき

たいんですけれども、下から3行目の部分でございますが、「町が所有する土地建物について校舎校地として賃借料を減免して、貸与することで支援を予定しています」というくだりの部分をもう少し詳しくご説明申し上げますと、まず今まで公的に使われていたということで、もうその用途では使わないという決定を、議会の承認を得た上で、契約を結ぶに際しても町として、議会の承認も得てこうした契約をしているという、手続きを踏んでいるところです。その経過の中で、契約の細かい条項までどの程度つっこんだ話をされたかについては、今ここでお答えできないんですけれども、基本的には、この学校が必要だという町の認識の下、この学校を支援していきましようということで、この建物について貸与を決定したと伺っているところでございます。今ご指摘いただきました67ページの第13条の第3項の第1号、「賃料その他の賃貸人に対する債務の支払いを2か月以上延滞したとき」という場合に契約解除の要件に該当してくる、或いは、第8条の保険の部分について指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、「以上」という形になっておりますので、一般的には即という形ではないと思っておりますけれども、契約上こうした形になっておりますので、学生の安定的な学びという観点で、しっかりと、学校と町の方で意思の疎通を図っていただくように、一気に契約解除といった形にならないようにということで、意見が出されたことを、申請者を通じて伝えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（児島会長）

今事務局の方からご説明ございましたけれども、平林委員さんそれでよろしいですか。

平林委員

後日で結構ですので、実際改修等終わったときに、月額支払うべき金額が最終的に15万7,700円が出てきているのか、この賃料はかなり変動する契約になっているので、そのところを再度確認してご報告いただければと思います。

事務局（布山課長）

承りました。賃料の部分ですね、変動していくという中でこういった状況になっているのかについては、仮に認可になった場合にですね、状況について確認して、報告をしたいと思っております。

議長（児島会長）

以前からお話をしていますが、新たに認可した学校につきましては、それ以降審議会が行われたときにご説明していただくということで、その時にあわせてまたご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それ以外に何か、はいどうぞ。

百瀬委員

池田町が知事あてに出した文書で、下から6行目のところに、「介護現場における人材不足は喫緊の課題であり、専修学校設置は多くの関係者が待ち望んでおりますし」と書かれているんですが、実際には諮問されている事項とプログラムが全く合っていないわけですし、私の製造業を経営する感覚と学校はまったく違うのかもしれないんですけれども、これだけ多くの委員さんが経営が成り立たないんじゃないかと言っている学校を審議して、スルーして通すという感覚は私にはよく分からないといいますが、もし製造会社だったら、これが株主総会で上がってきてこれだけ経営ができないとみんなが知っている内容を、そのまま審議して通すというのはあり得ないので、学校はそういうものでいいのかなといった感覚です。最初の事項も、小林委員が現地視察をした際に難ありではないかというご意見を聞いて、とても違和感があって、そういうものなのかなと伺っていたんですが、諮問事項とプログラムが全く合っていない、ということは池田町が考えている学校と実際にできあがった学校はまったく違ったものが出来上がるということは明らかなのに、それをまた、池田町の議員さんたちがどこまでお考えで、もまれていいのか分からないので、もしかしたらまったく違ってもいいということで通したのかもしれないけれども、すごく違和感があってこれを通して本当にいいのかなという感覚があります。少なくとも審議委員として決議の1票を持っているとするならば、私は反対の方に手を挙げたいと思っております。こういう場なのかどうか私にはわからなくていけないんですけれども。

議長（児島会長）

将来的に介護の方にとのお話がありまして、当面はITの関係の方でということなんですけれども。ちょっと違うのではというのは、そのことを言っているんですか。

百瀬委員

当面はITでいって、池田町が望んでいるのは介護現場における人材不足ということに期待をもって、将来的に介護ということであれば、そもそもいつから介護の方へスライドをさせていって、そのためにはどういう計画をもって、どういう資金をもっているのかということが提示されて初めて現実性があると思うんですけれども、まったくそれがなくてITだけで進めますというところで審議をして通して、その後、科目が変わるときにもう一度審議会を通すのかどうか分からないんですけれども、議論している観点がちょっと違うような気がするんですが。

議長（児島会長）

学校法人のことですので、株式会社とはちょっと違うのかもしれませんが、その辺何か事務局の方でおっしゃることございますでしょうか。

事務局（布山課長）

お話しありました福祉の関係で、委員ご指摘のとおり、池田町の中で、こういったご期待を持っているということは、この文書から私どもも受け止めているところでございます。ただ、前段の部分で、この地域、人材不足の緩和とか、或いは、地域の活性化など様々な部分をお書きになっていると。その全てがいつか実現するということは、そこまで書き込んでいるものではないと思います。ご指摘のとおり、将来、福祉の方を行うにあたっては、という部分については、今回の設置認可申請の内容になっていないものですから、その際には、内川委員からも課題がかなり大きいのではないかとお話いただいておりますが、また、福祉の関係の場合には、福祉の関係部局の方でかなり厳しい基準があって、そちらの方に相談しないといけないということになっていきますので、今、百瀬委員からいただいたご意見を踏まえて、しっかりと審査の方をしていただきたいと思います。今回、この専門学校の中でそのITの方をお願いしたいという部分につきましては、そのこと自体については、池田町は結論といたしますと、賛成と伺っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（児島会長）

2つほどあったかと思いますが、1つは今回の申請に関しましては、介護については出しているものではないということで、ITの関係についてご議論いただきたいということですね。あともう1つは、一番最後のところにも書いてありますけれども、池田町の町長さん以下、議会の意向は、諸々もこめてということでありまして、いかがでございましょうか。

百瀬委員

だからこそ、とりあえず打ち上げ花火をあげました、結果として失敗しましたというのはいけないと思うんです。地域活性化のためにやるのであれば、ここに投資したことがちゃんと地域活性化に帰ってくるという状況になっていないとまずいと私は考えるので。打ち上げ花火を上げるのは簡単ですけれども、それを計画だてて、地域に還元できる仕組みとなっているかというところが、すごく大事だろうなと思ったときに、学生数が集められるのかという根本的な内容がみなさんの疑問に上がってきている中で、とりあえず要件だけは満たしているのよいでしょといったときに、数年後に集まりませんでした、結果的にこの学校がなくなりましたということになったら、この審議会として、もむことが浅かったのではないかなと思うのではないかと懸念されるので、このまま通していいのかなと感じる次第です。

戸枝委員

私も本当に百瀬委員さんと同じ考えで、やっぱり何かすごく違和感がある。具体的にあまり言えませんが、やろうと思っていることと、書類がすごくいづれがあって、やっぱりこれは思い付きか、ごくごく一部の人が動いている。もう少し池田町の人たちが、どういうふうを考えているのか、議会の方もしっかり考えて動かないといけないんじゃないのかなということと、高校を卒業した人たちが将来的に介護の方に進んでいく学校になっていくんだと知らずに入って

きて、そして勉強して卒業していくということになっていくんだらうけど、生徒について、海外の人たちを受け入れていくという意味での責任感というものが感じられない。私も反対票を投げられるんだったら、反対したい。

議長（児島会長）

今、介護の話が出てきましたけれど、先ほど事務局の方からも介護の話よりも、今回の申請についてITの関係で審査を上げてきているので、介護の問題は議論の対象となっておりますので、どうぞお願いしたいと思います。それから、こういうことに関しましては、規定に基づいて審査していくと。先ほど来、株式会社だったらというお話がございましたけれども、要するにうまくいかなかったら、簡単につぶすというということは、教育の世界では、あつてはいけないことでありますし、そういう覚悟をもってやってもらっているんだらうと思います。事務局の方では、一定の規定をもって、やってきていただいているんだらうと思います。委員の皆様方から様々なご意見が出てまいりました。先ほど来、平林委員からも出てまいりましたけれども、以前から、新しく認可をしたところについては、後刻、事務局の方から報告していただくということになっているわけですね。そのことを踏まえて、いろいろご審議をお願いしたいと思いますが、何か事務局の方でご意見ございますか。

事務局（布山課長）

補足説明をさせていただきたいと思います。55ページ以下に認可申請書と、前回もご確認いただきました設置の趣意書の中で、教育理念等もございます。下から9行目でございますけれども、実績を有する日本語専門学校との連携を深め、日本語の研鑽、急激に進行するAIやIoT社会への対応を学ぶため、講師を呼んでくると、具体的なことが書いてございますけれども、先ほど来お話がございました福祉については、設置趣意書ですから、一つの目標という形かと思えます。将来は福祉分野の人材育成についても地域の課題として認識しているということで、計画をしていきたいということが掲げられているという状況です。そういった中で、先ほど町の意見書のお話がございましたけれども、申請者の方からお話を伺っていますと、大町、北安曇地域は、今、高等教育機関がないという中で、製造業等はあるというお話でございました。ということで、高等教育機関、地元で学べる場をぜひ設置してほしいという熱意の下で、今回の学校の申請に至って、町の方でも施設について、他に再編計画があったというタイミングもあったと伺っておりますけれども、これを提供して、この学校を支援していきたいということでございます。具体的には、私どもの方へ、町としての考え、或いは、体制について、お話におみえになったこともございますし、町長さんの方から、町としても協力していきたいとお聞きしているところでございます。将来について、事務局の方でここで確定的にこうだと申し上げられないわけでございますけれども、この地域の特性、或いは、町の状況等を踏まえますと、連携している企業等もございますし、生徒について一定数の確保は見込めてくるのではないかと考えているところでございます。また、先ほど会長の方からございました関係でございますけれども、私立学校の設置に関しましては、別添で参考資料ということで、何回かご覧いただいているかと思いますが、審査基準を設けさせていただいて、この審査に合致しているか、事務局の方で審査をさせていただいているところです。私どもといたしますと、この基準に合致をしているということであるならば、審議会の方のご意見をお聞きして、その上で手続きという流れと認識しているところでございます。以上でございます。

議長（児島会長）

ただ今、事務局の方から、地域の皆さん方、特に池田町周辺のですね、今回の件に関する決意の程がということでご説明ありましたし、学校法人となると、責任者の方はそれなりの覚悟をもって恐らくやっているんだらうと、まあ私自身そうですし、そういう覚悟をもってやっているんだらうと思います。それに加えて今、事務局の方から説明がありましたけれど、お手元の資料として、私立学校の設置に関する審査基準ということで書かれておりますけれども、こんなところもお読みいただいて、逆にいいますと、これに則ってやって申請を出されたときには、拒否するのめどうなのかという問題も出てくるのかなと思っております。はい、どうぞ。

平田委員

お話の途中ですけれども、一言申し上げさせていただきたいと思います。現実的に、将来的に経済的にも人材育成がどこの町や市においても本当に重要な課題の中、これだけのものを出されるまで、町民の人だちが100%賛成というのは中々ないですけれども、今までのプロセスにおいて、かなり頑張ってこの申請をされたと思います。非常に時代を読みにくい中で、みんな考えることは人材育成ということですよ。打つ手は無限という時代は今変わってきてしまったかもしれないですけど、ただ市町村が元気をなくしていくのではなくて、ここで手を打つと、これもどれだけ本気になるか、それぞれの方が本気になって取り組むかということ。また、若い人たちへのアプローチは、市町村内の方も含めてですけれども、今いろいろな情報の発信がありますので、そこでどれだけ本気になって、一生懸命取り組んでいただくことに期待したいと思います。打つ手をなくしたら、本当に元気がなくなってしまうのではないのでしょうか。いろいろな経験を積んだ方が、私たちがまだ経験したことがないことを頑張っていただきたいと思います。一言申し上げさせていただきます。

議長（児島会長）

株式会社の場合、株主総会でダメだよと言われてたら、数の論理もあって、止めますというようなことにもなってくるのかと思いますが、ここは私立学校審議会として、教育のことを論じていただいているので、必ずしもそれに則らない部分も出てくるかと思いますが、今、平田委員さんのお話に出てまいりましたけれども、池田町の並々ならぬ決意のほどが読み取れるというようなこと、それから、先ほども申し上げましたけれども、こういう申請が出てきたときの審査については、事務局の方から説明がございましたけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

小林浩委員

5、6年前、児島会長先生と清内路村の小学校開設に向けて現地調査に行っていました。児島会長先生もこの場で非常に懸念を示されました。ただ、設置基準はクリアしていました。県の私学の先生もご懸念を示しておられたんですけど、百瀬先生、平林先生のご懸念というか、無力感というのは、蟻螂の斧ではなくて、懸念を示すということで、結局清内路の件は、申請者から取り下げてきたわけです。

議長（児島会長）

私が確かに発言したのは間違いありません。確かに懸念を示したというのは事実です。自主的だと思いますが、2次審査は出てきませんでした。それはあくまで申請者のご判断であって、今回のことについては、申請されている側は絶対やりたいとおっしゃっているわけですから、話はまったく違います。

平田委員

地元だったので分かります。学校の跡地といっても階段は、小学生は這わないと登っていけないですよ。本人様を取り下げたのも仕方がないと思います。その辺が今回の申請とは違うかなと。横を挟んでしまって申し訳ありません。

小林浩委員

要するに設置基準に則らなければどうしようもないので、もしそれ以外となると設置基準を変えということになる。それはまた別のことになるので、要はこれに則っているかどうかで判断せざるを得ない、ということではないかと私は思っています。

議長（児島会長）

基本的には、そういう規定に則って、審議させていただいているということなんだろうと思っています。先ほど来申し上げています、今小林委員から出てきた話というのは、申請者の方から降ろしてきた形になっています。今回の場合につきましては、申請されたご本人以上に、池田町の方が非常に熱意をもって進めようとしている。中でも教育的なことだけではなくて、地域振興が色濃いわけですから、そういった非常に強い熱意を持っているなら、そういうことにかけてもいいのではないかと、あまり経済的な論理だけで、議論するのもどうなのかなという思いはしております。はい、どうぞ。

百瀬委員

これに直接的な意見というわけではないんですが、委員を依頼されたときに、私は学校経営が分かるわけではないので、不適任ではないかといったご意見を申し上げさせていただいたんですが、経営的な視点で入ってもらったらありがたいということで受けさせていただきました。皆様そうだと思うんですが、議論を聞かせていただいているときにすごく感じるのは、やっぱり入られた子どもさんが、その学校を卒業したときに、どういう幸せな人生を歩むか。そのためにこの学校を選ばれて、この学校を選んでしまったがために、人生が狂ってしまったなんてことになったら本末転倒なわけで、そういう観点で、この学校を認可するかどうかというところが焦点になるかと聞かせていただいています。子どもさんたちの将来という意見が多く出るので、そういう意味では、この池田町もそうなんですが、池田町が将来ここにかけけているということもわかりますし、ここで何も議論をせずに、ただ賛成、賛成といった結果、歯止めもかからずいってしまって、結果としてうまくいかなかったり、これが一番残念だと思うので、そういう意味では、いろんな意見が出てこそ審議会だと思いますし、こういった意見もあるということこれから学校経営をする方にお伝えすることこそ、また学校運営をどうやってより良くしていくかということに意識が向けられるということにつながるというところに、審議会がある意味なのかと思っていますので、そういう意味では、平田委員さんのご意見を伺って、町長さんや学校長さんが熱い情熱をもってやっていらっしゃるとすれば、それが継続できるように、悪くならないように歯止めになることをどうやって、この審議会が継続的に確認させていただくかということがすごく大事だと思うので、平林委員のご意見もすごく賛成ですし、何が何でも反対という意見を申し上げているつもりではないので、あくまでもよくもんで、生徒さんがこの学校に入ってよかった、将来こんなふうになるのかという未来が学校にはついて回るはずなので、それがよりよくなることこそ私たちが議論することと感じております。

議長（児島会長）

今、百瀬委員から2つのことがあったと思います。1つはこの審議会委員を選んだときに、全部で12名いて、その半数が教育関係、残りの6名の方がそれ以外の一般の方から、選ばれている。ここは私立の教育のことを議論する場ですから、教育に関係する人間が誰も出ていないというのはおかしいということで、それぞれ中高、専各、幼稚園関係がそれぞれ2名ずつ出て、そういったところと直接関係のないところから半分の方に出ていただく。こういう問題については、教育関係の人間だけでなく、そうでない経営的視点からもものを言える方からもご意見を聞いて、トータルとしてどうするのかということで、判断をしていくことなんだろうと思います。ですから、今、百瀬委員がおっしゃったこと、それは別に自分は教育関係者ではないんだからということではなくて、教育関係者とそれ以外の方が一緒になって、日本の将来をどうしていくのか、教育にあたってはどうしていくのかということを考えるという意味で、選ばれたんだろうと思います。そういう意味では、経営に携わる方もそのお立場で意見を言っていたきたい。ですから今言っていたことは間違ったことを言っていたのではないでなくて、それは正しいんだと私は思います。トータルとして考えるときは、それぞれの考え方で、それは考えていくということなんだろうと思います。それからもう1点、教育とはどういうものなのかということでご意見があって、将来的に自分の学校がなくなるというようなことは、非常に寂しいことでありましょし、学校経営をしている者の立場から、それは絶対あってはならないと。だから今回の場合も、申請されている方も、絶対自分は教育についてはこうやっていくんだという、恐らく強い決意をもって、それを簡単に、もしもうまくいかなかったら、簡単につぶすというような考え方の下に学校経営をするんだったらそれはまずいと私も思います。やはり教育関係者のご意見を聞き、また、経理的なことを預かっている方のご意見も聞き、それで最終的に判断していくことだろうと私は思っております。事務局の方で何かご意見がございましたらおっしゃっていただきたいと思いますが。

事務局（布山課長）

今、百瀬委員さん、それから児島会長の方からいただいたお言葉、そのとおりだと思います。私どもも、子どもさん方が学ぶにあたっての環境がしっかり整えられるかどうかということが一番重要だと考えておりますし、その観点で審査をしております。ただ、細かい点など至らぬ部

分、どうしても未確定な部分がありますので、この審議会でもいただいたご意見をしっかりとお伝えして、必要なものは今回ご指示いただきましたけれども、審議会の方に報告して、指導が必要な部分があれば私どもとして可能な範囲でございますが、指導をしっかりとまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議長（児島会長）

はい、どうぞ。

戸枝委員

私はNPO法人で、市民活動の分野で活動しています。なので、施設が空いたときに、池田町の人たちがそこを活用したいということ、そこに暮らす人たちの意見を吸いあげて、その跡地利用をしようと、空き施設をどうやって活用していこうかというときに、議会では決まりました、知らないうちにいろいろ決まっていくという市民の立場を私は経験しています。そういうことではなくて、池田町さんも、空き施設を安く貸してあげますよということ、ここまで準備されたということは、本当に熱意があると思うんですね。けれども、市民が不在ではないのか、市民の思いが反映される施設を作ってくれる、委ねる人なのかということ、池田町はしっかり考えないといけないし、強く思うのは、これから高校再編で学校が合併されて、空き施設があちこちに生まれてくるといったときに、市民のために本当にどういう学校がほしいのか、そういうことを議論する場を行政がちゃんと用意して、そして話が進んでいく、そうすると進んでいきやすいと、私はすごく実感しています。やはりそこに子ども不在ではいけない、市民不在ではいけないと思います。以上です。

議長（児島会長）

今の御意見をお伺いいたしましたけれども、結局この話というのは、たぶん池田町の上の方が考えられたんでしょうけれど、結局池田町の議会を通したということは、そこでいろんな議論をして、そこで、言うなれば遊んでいる施設だからやってみようということ、然るべき立場の方が議会の方の了解をとって、出してきたと。議会というのは、当然のことながら、議員を選ぶときには選挙をするわけです。その中で、議員が選ばれてきて、議員さんがこういうことでお願いしようというわけですから。全ての方がこれについて100%、これでいいよというわけではないんだろうと思います。それについてどう考えるか、せつかく町長さんの名前で、地域を何とかきちんと立て直していききたいと。長野市内にある学校と連携をとるといふようなことで、決意のほどが伝わってくる文書が出されておりますし、そこで教育をやっていくには、数字だけのことではなくて、こういうふうにして地域を振興させて、よりよい社会を作っていく、更にそれが住民に還元するんだという強い決意を持っているのであれば、受けてもいいのではないかなという気持ちは持っています。

小林勝彦委員

数字の面で平林委員から疑問が挙げられたんですが、開設にあたって、収支予算と関係があるかと思いますが、私としては重いご質問だったのではないかなと思ったので、そのことについてお聞きしたいんですけども、IT技術者の養成ということでやる以上は、そこに設備なり、教具なりを盛り込む予算が足りないのではないかと、確かおっしゃったような気がしたんですけど、何か説明なりできるような数字になっているのでしょうか。

議長（児島会長）

この辺は後ほど報告という話になったのではないんですかね。平林委員さん、そういうことでよろしいのでしょうか。どうぞ。

事務局（布山課長）

57ページをご覧いただきたいと思いますが、3の校具、教具の部分でございますけれども、パソコンにつきましては、教具という形でデスクトップパソコン等を演習室に配置、それからソフト、関係する図書等につきましては記載のとおりでございます。関連する器材等でございますので、そ

れぞれ備品という形で用意を具体的にされるということでございます。その他実際にかかってくるものがあるかもしれませんが、それについては、下の現金の部分で対応していくという形になっていくと思います。

議長（児島会長）

小林委員さんよろしいですか。

小林勝彦委員

LANの関係はどこに。

事務局（布山課長）

施設の改修をしてから借りるという形になっていますので、そちらの方は町の方で整備してからと伺った記憶がございます。

小林勝彦委員

町からLANの関係を提供してもらおうということですか。

事務局（布山課長）

設備については改修を行うと伺っています。

小林勝彦委員

Webとかの学習に必要なになってくるものは上を見たらきりがありませんけれど、今度のWeb関係の学習をするなら自校でサーバーをもつのか、どこまでやるのかということとの問題だろうと思いますけれど、設備に予算を充てているのかというところで質問させていただきました。

議長（児島会長）

先ほど来、細かい詳細の部分につきましては、後刻、全部調べてそれをこの場と申しますか、しかるべき場所で報告していただくということですが、それでよろしいでしょうか。先ほど平林委員さんからのご質問で、後ほど調べて報告していただくということになったと思うんですが。

事務局（布山課長）

月額賃貸料につきましては、具体的にどういう設定になったかということについて、確認をしたいと思います。

平林委員

先ほどお話を聞いていて、審査基準をクリアしてるかどうかという意味では、書面的なものでクリアされていれば審議は通ると思うんですけども、今回審議会で出た、危惧されると思われる点については、申請者はもちろん、池田町にも伝えていただきたいと私は思っております。やはり夢を語れば、それが町おこしの一環だと思えば反対もできませんし、それは推すべきだと思いますけれども、先ほども少しご意見がございましたが、今後このように公的な施設が空いてきて、それを基盤に学校を開くということも一つの選択肢として今後出てくると思いますので、審議会としてもその際に危惧されるであろうポイント、ノウハウを蓄積して行って、そういう申請が上がってきた際に、こういうことも懸念していますということを、審議会の前に事務局の方でさらに確認していけるような体制を今後とっていただければと思います。私は基準に沿っていれば、問題ありませんが、懸念されている点については、申請者と池田町の方にも伝えていただきたいということを付け加えたいと思います。

議長（児島会長）

はい、お願いいたします。

事務局（布山課長）

今ご指示ございました事項につきましては、町の方にもしっかりと伝えていきたいと思っております。また、先ほど戸枝委員からもお話ございましたけれども、今回のケース、自己所有ではないという部分についていろいろご意見をいただいたところでございます。具体的に審査する際に、ポイント等について、なかなか難しい部分もあろうかと思っておりますけれども、他県の例も確認しまして、まず研究をさせていただいて、確かに今後の課題として考えられますので、事務局としても委員の皆様にご相談できるように準備を進めてまいりたいと思っております。

議長（児島会長）

どうもありがとうございます。今平林委員から出てきたご意見、大変重要な部分を含んでいると思っておりますので、申請者の方並びに池田町の方にもぜひお伝えさせていただいて、それと同時に新しく申請して認可したところにつきましては、現状どうなっているか、学生がどれだけ集まったのか、それから申請した書面の中身についてどうなっているかというようなことも調べてといいますか、或いは、現地調査に行っていただくのもよいと思っておりますが、それは事務局にお任せですけれど、このような場合は年に2回あるわけですから、その場でご報告して下さるようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それ以外にまだご意見、ご質問ございますでしょうか。また、先ほど平田委員さんの方からお話が合ったとおり、少子高齢化がどんどん進んでいくと、地域、特に田舎の方の地域につきましては、若い世代がどんどん減っていくと。そうするといろんな意味で余ってきた施設等をどう使っていくのかというのが課題になっていくと思っております。それは何もこの審議会だけの問題ではなくて、全体としてどう考えていくのか、あるいは日本全体としてどう考えていくのかという問題であろうかと思っております。今回については、せっかく熱意をもって申請してきてもらっていますので、このとおり認可をさせていただきたいと思っておりますが、何か自分はどうしてもこれについて反対だということがあればおっしゃっていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。それではこの専門学校の2件につきまして、申請が出された件につきましては、学校法人日本アルプス国際学院、それから専門学校として日本アルプス国際学院の設置について、それぞれ認可して差し支えない旨答申することとさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。続きまして、(2)のその他のア、第205回私立学校審議会で出された主な意見と対応につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（布山課長）

それでは、報告事項の資料をご覧いただきたいと思っております。天龍興讓高等学校の関係について、この学校は中学校と小学校を併設している中で、教員の状況について、前回学則変更の審議の際に、ご意見、ご質問があったところでございます。確認しましたところ、校長先生、教頭先生1名のほか、丸印の方は免許をお持ちの方ということで、表に記載のCの先生につきましては、小学校、中学校、高校の免許をお持ちでございます。Dの先生につきましては、中学、高校の免許をお持ちで、小学校については臨時免許ということで対応されております。また、Eの先生につきましては、中学と高校の免許を保有されております。基準といたしますと、小学校の方は非常に小規模で、5年生と6年生の生徒が一人ずつで複式でやっているものですから、一クラスしかございません。そうしますと小学校は教諭が1名以上、また、中学校につきましては、2年生と3年生が3名ずつで複式でやっているということで1名、さらに各教科の科目についての免許の状況等を確認いたしました。また、高等学校につきましては、教諭が5名いらっしゃるということ、それから、教頭、講師がいらっしゃるということで基準を満たしているということ、また、免許状によりまして、担当する授業についてもそれぞれ可能ということを確認したところでございます。天龍興讓高校のご報告は以上でございます。続いて裏面の軽井沢風越学園の関係につきましても今回の審議事項ではございませんけれども、前回ご質問がございました部分につきまして、確認をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。まず、この幼稚園の設置によりまして、近隣の幼稚園への影響、或いは、県外からの園児の見込はどうなっているのかということで、お尋ねがございました。近隣からの生徒につきましては、通園時間等のハードルが高いのではないかとということで、申請者の方では認識されている。或いは、県外につきましては、教育に対して共感される方、町内へ移住したいとお声があるということで、一定のニーズがあるという回答がございました。また、認可前の広報の関係でございます。前回の審議後、申請者に対しまして、改めて設立認可中であることの明示、或いは、誤解を生むことのないようにということで指導したところでございます。設立準備財団のHPで今回改めて確認いたしました。設置認可中

という表示がございました。当然でございますが、認可申請中の幼稚園について、募集を告知する記載は確認できませんでした。また、報道がなされた連携協定についてのお尋ねがございました。これについて確認したところ、まず、軽井沢風越学園設立準備財団が協定を結んでいるということでございます。協定書についても町を通じて確認いたしました。学校については認可前でございますので、あくまで設立準備財団の範疇ということを改めて確認をして、申請者の方にお話を差し上げたところでございます。最後に、幼稚園等の需給調整というお話がございました。これにつきましては、担当課に確認をさせていただいたところでございますけれども、前のご指摘をいただきました、長野県子ども・子育て会議が平成27年度の新子ども・子育て制度に先立って計画を立てて、平成27年度を初年度として5年間の計画で、長野県子ども・子育て支援事業支援計画を策定されたところでございます。お尋ねの部分は、今回認可申請のあった幼稚園がどういう取扱いであったかということでございますけれども、今回の計画の方には反映されておりません。今回仮に認可された場合には、次期計画の中で、反映されるということでございます。なお、この計画自体の目的としますと、認定こども園を認可の際の需給調整というのが主旨でございます。私立幼稚園の認可に際しましては直接の対象にはなっていないという取扱いでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（児島会長）

どうもありがとうございます。ただいま前回の審議会の際の質問事項等につきまして、事務局の方から説明がございましたけれども、これにつきまして、ご意見、ご質問がございましたでしょうか。特によろしいですか。ありがとうございます。それでは、先ほど平林委員さんの方から、大日向小学校の給食についてご質問がありまして、これについて答弁できるそうですので、事務局の方からお願いいたします。

事務局（荻原主事）

先ほどご質問いただきました件につきまして、私の方から回答させていただきます。大日向小学校の給食についてですけれども、外部の業者と委託契約を結ばれて、学校の給食室から提供するというので、お話をお聞きしております。そのため、給食の調理に関わる支出につきましては、資料の5ページ、6ページの収支計画の中では、教育研究経費の中の委託費の997万2千円の中に含まれております。以上です。

議長（児島会長）

平林委員さん、よろしいですか。何かありましたらご質問していただければと思います。

平林委員

先ほどの認可申請書の中に入っている収支予算書とは、金額の組み立て方が違うということですね。認可申請書の中では、調理器具等が300万円ずつ入っているんですけども、それではないということですね。あと、給食食材費が入っていますけれども、それについても違うということになりますから、今後収支計算書を見るにあたって、表示の形態は実際生徒の分しか載っていないんですけども、先生たちの食事も入っているでしょうから、今後そういうところの確認をお願いしたいと思います。

議長（児島会長）

いろいろ細かいところがあるかと思いますが、またチェックをお願いしたいと思っております。それでは、大日向小学校の給食について以上とさせていただきます。いろいろございましたけれども、本日予定されておりました会議事項はすべて終了いたしましたので、委員の皆様方から何かございましたら、おっしゃっていただきたいと思いますが、ございますでしょうか。特にご発言がございましたら、本日予定されておりました会議事項はすべて終了いたしましたので、事務局にマイクをお返し申し上げます。ご協力ありがとうございました。

事務局（熊井補佐）

児島会長さんほか、委員の皆様方、長時間のご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。本日の報酬及び旅費につきましては、後日ご指定の口座に振り込みをさせていただきます。

すのでよろしくお願いいたします。それでは、以上で本日の審議会を終了させていただきます。
大変ありがとうございました。

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印